枚方市　子どもを守る条例　啓発動画

一人ひとりの子どもが笑顔で健やかに成長できるまちを目指して、子どもを守る条例が令和３年３月３１日施行されました。

「子どもを守る条例」について市民の皆さんにお伝えし、理解を深めていただくために、子どもの支援などに携わる方のインタビュー動画をシリーズでお届けしていきます。

インタビューシリーズ１

ゲストは弁護士の玉野まりこさんです。

玉野さんは、大阪弁護士会子どもの権利委員会の児童福祉と子どもの人権部会で令和３年度部会長をされています。また、令和３年度から枚方市子どもの育ち見守りセンターの中に開設されたひとり親家庭相談支援センターの担当弁護士として、さまざまな相談に応じていただいています。

質問１

　弁護士として、子どもの事件に関わるようになったきっかけについて教えてください。

玉野さんの回答

高校生のときに、「僕たちやってない」という東京綾瀬母子強盗殺人事件をテーマにした本を読んだんですね。そのとき子どもを必死に守る大人に感銘を受けまして、その大人の職業が弁護士でした。それをきっかけに弁護士を志しまして、現在も少年事件やいじめの問題など、子どもの法律問題に関する事件を多く取り扱っています。

質問２

　子どもの今と昔について、変わっていることはありますか。

玉野さんの回答

そうですね、一般的には、おとなしくなったといわれますし、私も子どもたちと関わる中でそう感じることもあります。たとえば、私たち弁護士は少年非行の事件で「付添人」」という仕事をすることがあるんですけども、件数も減っていますし、中でも暴力的な非行が減っています。

全体でみるとそういう変化はあるんですけれども、一人ひとりと関わっていると、考えていることや悩んでいることっていうのは私たちが同じような年齢だったころと一緒だなと感じることも多いですし、そんなに昔と変わらないんじゃないかなと思います。

ただ、確実に昔と違うと言えることは、ＳＮＳの影響ですね。ＳＮＳを通じて知らない人とつながることができる。これは昔にはなかったことです。それで知らない人にはプライベートなことも話すのに、リアルで目の前にいる人とはうまくコミュニケーションが取れない、そういう印象です。知らない人と簡単につながることができるというのは、世界が広がる反面、やっぱり被害に遭うリスクも多いですし、そういう問題があることを、大人も認識しておく必要があるかなと思います。

質問３

「子どもを守る条例」を制定した背景として、子どもの課題が複雑化、多様化しているということがありました。今の子どもの課題にある背景について、感じられていることを教えてください。

玉野さんの回答

　外側からパッと見ただけではその子の背景やニーズっていうのがわかりにくいのが特徴かなと思います。

たとえば、私たちはいわゆる援助交際をしている女の子たちによく会うんですけれども、彼女たちは多くの場合、お金欲しさにそういうことをしているわけではないんですね。虐待などが理由で、家で安心することができないから外に出る、でも行くところもないし、お腹もすくから、優しく受け入れてくれる男性と夜を共にする、そういう子どもたちです。

また、たとえば特に痩せてもないし、普通に朝から学校に来て過ごしている子が、家庭でそんなにご飯が用意されていなくて、実は給食が唯一の栄養源になっている、お家では小銭を渡されてコンビニで買ったものを食べているとか、ポテトチップスとコーラが夕食という子もいました。それから、保護者の方に精神障害があったりして、子どもが家事を全部背負いこんでいるというようなこともありました。

こういうのはあくまで一例なんですけれども、こうした背景をもつ子が存在するということを知ること、目の前の子どもの行動にはそういう背景があるかもしれないというふうに、それを理解していると、受け止め方も違ってくるかなと思います。

質問４

　玉野さんが子どもの居場所の必要性を実感されて立ち上げから関わられている、子どもセンター「ぬっく」について教えてください。

玉野さんの回答

ぬっくハウスは子どもシェルターで、「今日、寝る場所がない」というような子の緊急一時避難場所です。２０１６年４月に開設しまして、これまでのべ１２５人が入居しました。義務教育を終えた１５歳からだいたい２０歳までの女子を対象にしてまして、手作りの食事やゆっくり眠れる個室といった、あたりまえの生活を提供しています。家庭以外の生活の場としては、たとえば児童養護施設があるんですけども、小さいころから入所している場合はいいんですけれども、１６，１７歳ぐらいになってから保護されても、なかなか受け入れ先がないんですね。１０代後半の子どもたちの受け皿っていうのは、本当に少ない状況です。「そのような子どもたちに居場所を」ということで作られたのが、ぬっくハウスです。

子どもシェルターっていうのは一時的な避難場所ですので、概ね２ヶ月くらいで次のステップに進むことを予定されています。ただ、今言った通り、とにかく受け皿が少ないので、そう簡単に次の居場所が見つかるわけではないんですね。ということで、自分たちでもう少し長期的に生活する場を作りましょうということで、２０２０年４月に自立援助ホームRe-coを開設しました。まだ独り立ちするには経済力も生活のスキルもない子どもたちに、自立するって何だろうということを一緒に考えながらサポートする場になっています。それで大人に見守られながら、そこから学校に行ったり仕事に行ったりして、一人暮らしができるようになるまで過ごすところになっています。

質問５

「子どもを守る条例」では、子ども一人ひとりに寄り添ったきめ細やかな支援を行うことを掲げています。子ども一人ひとりに寄り添っていく上で、必要な視点とは何だと思いますか。

玉野さんの回答

そうですね、まずは子どもの気持ちや意見を聞いて、受け止めることではないかなと思います。枚方市の「子どもを守る条例」でも、意見表明の機会の確保のことが盛り込まれていますけれども、やっぱり子どもが意見を言えるとか、また言いやすい環境を整えていくことが必要かなと思います。

子どもの意見を聞きすぎると、子どもがわがままになるんじゃないかというような議論がされることがあるんですけども、子どもの意見を聞くっていうのは、別に子どもの言い分を全て受け入れるということではないんですね。そうじゃなくて、「子どもの主体性を認める」そういうことではないかなと思います。

質問６

子どもが意見を言いやすいように、日頃工夫されていることはありますか。

玉野さんの回答

その子どもの生活態度や考え方が「どうかな？大丈夫かな？」と思っていても、いきなり大人の視点で説得するようなことはしないように心がけています。その子の年齢や成長の程度に目線を下げて、話を聞くようにしています。

子どもが選択したことが、私たち大人には前もってつまずくんじゃないかと分かることもあるんですけども、そうだとしてもやっぱり、子どもの選択を尊重したいと思ってるんです。その選択した道のリスクについてはもちろん説明しますけれども、説得するっていうのではなくて、それよりは、そのつまずきにも付き合っていきたいなというふうに思っています。

質問７

「子どもを守る条例」では、子どもたちに育んでほしい事柄として、「多様な経験を積み重ね、社会的に自立していく主体性を育むこと」を挙げています。

　玉野さんが関わってきた中で、さまざまな経験を重ねて成長、自立していった事例をお聞かせください。

玉野さんの回答

　たとえばシェルターを出て、一人で暮らしながら、高校にも通って、アルバイトを掛け持ちして、たくさんお金を貯めて就職したというようなお子さんがいました。その就職は、元々就きたいと思っていた職業ではなかったんですけれども、いつか転職できるようにと言って、そのために勉強すると言っています。今あげた事例なんかは、本当にうまく自立できたケースですけれども、そんなに簡単に自立に繋がるわけではないんですね。やっぱり、せっかく入った大学を辞めてしまったり、お金を借りすぎてしまったり、やっぱりいろんなつまずきを経て、こっちじゃなかったなというふうに道を変えながら、みんな、一歩ずつ進んでいる感じです。

質問８

「子どもを守る条例」では、子どもたちに育んでほしい事柄として、「困ったときは、自分の思いを伝え、相談すること」も挙げています。子どもが思いを伝え、相談できるようにするために必要なこと、また、子どもの思い・SOSを見過ごすことなくキャッチするために日ごろどのような心づもりをしておけばよいでしょうか。

玉野さんの回答

子どもが困ったり悩んだりしている時に、そのままストレートに相談できることっていうのは、本当に少ないだろうと思います。虐待など困難を抱えている子どもはみんな、「大人なんて信用できない」って言うんですよね。だから「何でも相談してくださいね」と言っているだけでは、なかなか相談につながらないだろうなと思います。

相談体制という点では、子どもたちになじみのあるツールを使うことも必要ですし、待っているだけではなくて出かけて行って声を拾うということも大事なんじゃないかなと思います。あとは、周囲の大人が、そういう相談窓口につなげられるように、きちんとアンテナを張って子どものSOSをキャッチしていく必要があるかと思います。ごく身近で接している場合は、「最近イライラしているなぁ」とか「言葉がきついなぁ」とか、まずは子どもの様子、変化に気づくことが大事です。

それから、自分に関係のない場合であっても、学校があるはずの日中に子どもさんを見かけたら、それから、夜遅くに外にいるような子どもさんを見かけたら、非難の目を向けるんじゃなくって、「あれ、どうしたのかな？」とか「大丈夫かな？」という思いで気に掛ける。そうやって、社会全体で見守っていくことが大切なんじゃないかなと思います。

質問９

条例の基本理念では「家族全体を支援すること」、各主体の役割では、保護者の「周囲に協力を求めることの大切さ」を盛り込んでいます。

　玉野さんは本市のひとり親の方への法律相談でも一人ひとりの思いに寄り添っていただいていますが、保護者支援についてのお考えをお聞かせください。

玉野さんの回答

　子どもは、家でお父さんお母さんが笑ってたら、ほっとすると思うんです。逆に、不安そうだったら子どもも不安になる。だからまずは「○○ちゃんのお父さんお母さん」を取っ払って、お父さんお母さんが安心するために、成育歴も含めて保護者のその人の抱えてきた感情やしんどい部分に着目して、話を聞くようにしています。「そうだったんだね」「しんどかったね」って話を聞くだけで、もうひと踏ん張りできるお父さんお母さんはたくさんいると思うんです。それで少しでもすっきりして、家で笑顔になってほしいなという思いがあります。

これは後々、その保護者さん自身が、子どもの問題と親の感情をごっちゃにして考えないということを意識してもらうためにも役立ちます。

質問１０

「子どもを守る条例」の基本理念として、「一人ひとりの子どもの最善の利益を第一に考慮すること」を一つ目に掲げています。

子どもに寄り添い、子どもと共に歩んでおられる玉野さんにとって「子どもの最善の利益が考慮されている」というのはどんな状態でしょうか。

玉野さんの回答

子どもにとって何が最善の利益となるかっていうのは、その時々によって違いますし、ずっと後になって分かることかもしれないので、実はよく分からないんです。ただ、ひとつには、子どもが幸せを感じられる状況にあるということじゃないかなとは思います。

わたしはよく小中学校に授業をしに行くことがあるんですけれども、人権について話すときに、子どもたちに「幸せを感じるのはどんなときかな？」と聞いています。そしたら、子どもたちは「友達と遊んでいるとき」とか「サッカーをしているとき」とか「ごはんを食べているとき」とか、色んな答えを出してくれるんですね。

そうやって幸せを感じられるときっていうのは、安心して自分らしくいられるときだと思うんです。子どもたちにも、「それが、人権が守られている状態だよ」ということを伝えています。「誰からも奪われていいものではないし、奪っていいものじゃないんだよ」と伝えるようにしています。

それと同じように、子どもたちが幸せを感じられる状態であること、それが子どもの最善の利益が守られている状態ではないかなと考えています。

最後にひとこと、お願いします。

　子どもを守る条例、わたしも読ませていただきました。とてもやさしく、あたたかい目線で作られているなと感じました。普段、条例っていうのは、そんなに読むものではないかもしれないんですけども、ぜひ、市民のみなさんにも広く知っていただいて、枚方市の子どもたちが、安心して生活できるように、社会全体で、地域全体で、見守っていけるようになればいいなと思います。

ありがとうございました。

この動画が、「子どもを守る条例」を知っていただき、「子どもを守ること」について考えるきっかけになれば幸いです。ご視聴ありがとうございました。

子どもの育ち見守りセンターとなとな